

ふじみ野市テニス協会規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本協会はふじみ野市テニス協会(以下本会という)と称し、事務局は会長が指定するところに置くこととする。

第2条 本会は、ふじみ野市体育協会に加入する。

(目 的)

第3条 本会はふじみ野市におけるテニスの普及発展を図り、テニス愛好者の親睦及びスポーツマンシップの高揚に資するとともに、市民の健全なる体位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) テニス技術の普及指導
- 2) テニス大会の開催
- 3) 指導者の育成及び各種大会への代表選手派遣
- 4) その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、ふじみ野市に所在する団体とする。

(入 退 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の所定の手続きにより申し込み、又退会する者はその理由を記して届け出る者とする。

② 入退会は本会理事会の承認を得るものとする。

(年 会 費)

第7条 会員は次に定める基準により、年会費を毎年総会時に納入する。

登録人数	1～10名	4,000円
	11～20名	6,000円
	21～40名	7,000円
	41～80名	8,000円
	81名以上	10,000円

- ② メンバーの新規登録は随時行えるが、一度登録したメンバーは1年間抹消できない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名 副会長 若干名
- 2) 理事 10名以上
- 3) 事務局長 1名
- 4) 監査 2名

- ② 本会は前項の役員のほかに、名誉会長・顧問を置くことが出来る。
- ③ 役員任期は2年とし再任を妨げない。ただし補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間はその職務を行う。

(選出)

第9条 会長・副会長・理事・監査は総会において選出する。

- ② 理事長・副理事長・事務局長は理事の互選により選出する。

(任務)

第10条 役員任務は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 理事長は会務の執行を掌握する。
- 4) 事務局長は本会の会計・その他庶務一般を担当する。
- 5) 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
- 6) 監査は本会の会計を監査し、総会・理事会に出席して意見を述べることが出来る。

第 3 章 会 議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会・理事会及び三役会とする。

- ② 会議は会長が招集し、その議長となる。

(総会)

第12条 総会は年1回の定例会および必要に応じて招集する臨時総会とし、次の事項を決定する。

- 1) 予算の審議および決算の承認
- 2) 事業計画の審議および事業報告の承認
- 3) 役員を選出・規約の改定
- 4) その他重要事項の審議および承認

(理 事 会)

第13条 理事会は必要に応じて開催し、会長・副会長・理事をもって構成し、次の事項を協議する。但し監査の出席を妨げない。

- 1) 総会提出議案の作成
- 2) 事業計画の審議および実施
- 3) 細則の決定
- 4) その他会務に関する事項

(三 役 会)

第14条 三役会は必要に応じて開催し、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長をもって構成し、次の事項を協議する。

- 1) 理事会提出議案の作成
- 2) 事業計画について
- 3) その他会務に関すること

(会 議 の 運 営)

第15条 会議はメンバーの過半数で成立し、各議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決めるところによる。

- ② 会議に出席出来ないメンバーは、委任状をもってその議決に参加することが出来る。

(経 費)

第16条 本会の経費は、年会費・参加費・補助金・寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(会 計 年 度)

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. 本規約は、平成18年4月1日より発効する。
2. 本規約の施行に必要な細則(大会運営要項等)は理事会にて別に定める。